

兵庫県福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

施設名：桃 李 園

（ 救護施設 ）

評価実施期間 2023年 8月 7日 ～ 2024年 3月 31日

実地（訪問）調査日 2023年 11月 30日

評価決定委員会開催日 2024年 3月

2024年 3月 31日

特定非営利活動法人
はりま総合福祉評価センター

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

② 施設・事業所情報

名称：桃李園	種別：救護施設		
代表者氏名：武田 てる子	定員（利用人数）： 70 名		
所在地：〒 679 - 0203 兵庫県加東市稲尾 383-40			
TEL : 0795-48-4727	ホームページ：http://www.tourien.com		
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：昭和63年 5月 6日			
経営法人・設置主体（法人名）：社会福祉法人 成蹊会			
職員数	常勤職員： 21 名	非常勤職員：	5 名
専門職員	施設長 1名	介護職員	17(3)名
	事務員 3(1)名	看護師	2名
	生活指導員 1名	栄養士	1名
	相談員 0名	嘱託医師	1(1)名
施設・設備の概要	居室(2人-22室・4人-8室)	30室	会議室 1室
	静養室	1室	多目的室 1室
	食堂	1室	特別室 1室
	面会室	2室	作業室 1室
	診療所	2室	喫茶室 1室

③理念・基本方針

理念
 被保護者の生活支援を行い、社会的自立を目指します
 ・自立に向けた適切な支援の実践
 ・地域移行後の生活支援の継続

基本方針
 人間の尊厳と人権を尊重した支援を行います
 安全で安心な支援を致します
 地域に根差した施設づくりをおこないます
 自己研鑽を重ね適切な支援をおこないます
 公共性を保ち健全な施設経営につとめます

④施設・事業所の特徴的な取組

居宅生活訓練事業（3名） 就労準備支援事業（加東市、加西市、西脇市より受託） 桃李園断酒会（入所利用者及び地域参加者） 災害時要支援者支援プラン（加東市より受託） DV被害女性緊急一時保護事業（兵庫県女性家庭センターより受託） 生活困窮社就労訓練事業（兵庫県より受託） ほっとかへんネット（加東市社会福祉協議会と連携） アルプス相談所
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 8月 7日（契約日）～ 令和 6年 3月 31日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回（平成 26年度）

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に根差した施設づくりを目指し、地域の福祉向上のための取り組みを行っています。 「基本理念」に「社会貢献活動の実施」を掲げられて、「年度事業計画」には「地域交流」として具体的な取り組みが明示されて「地域福祉推進委員会」が中心に活動が行われています。地域交流では年数回地域のクリーンキャンペーンや地域の夏祭りへ参加され、施設内で行われるミニスポーツ大会（運動会）やクリスマス会、バザーなどには、地域の方へ参加のご案内をされています。また、「地域開放喫茶事業」として、施設内に喫茶室（喫茶サンシャイン）を設置されて、地域に開放することにより、地域住民の憩いの場となり、地域福祉の促進を図られています。また、「桃李断酒例会」という名のもと、月一回利用者や地域の方、他施設の利用者も参加されて交流の機会となっています。 ○ 安心・安全な支援の提供のための組織的な取り組みが行われています。 安心安全委員会を設置し、安全安心マニュアルを整備され、ヒヤリハットや事故の事例を基に分析・解決・再発防止の検討が行われています。また、事例の発生時は担当者へ即時に口頭報告され、毎日の夕礼もしくは翌朝の朝礼時に職員に周知されています。安心安全会議は毎週定例報告として定期的に行い、慣習化されています。BCP（業務継続計画）を作成し、施設長を管理者とし、安否確認体制や備品の管理が行われています。また、加東市社会福祉法人連絡協議会で災害時の協定も結ばれています。 ○ 個別支援計画のもと、多様な活動を通じて、幅広い利用者の特性に応じた支援を組み立てています。 丁寧なアセスメントのもと、個別支援計画書等に個別の支援の目標や具体的な支援を明記し、日中活動は、作業やレクリエーションをはじめ、多様な活動メニューを用意し利用者一人ひとりのペースに合わせた支援が展開されています。また、利用者の地域生活への移行を目的に、居宅訓練事業を通じて、今後の単身生活に移行できるよう支援されています。
--

◇改善を求められる点

- 今後の事業運営を具体的に示した中・長期事業計画を策定していくことが課題です。
社会の情勢や利用者のニーズに対応するためには、中・長期的な視点に立って、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、人材育成等を具体的に示した事業計画を策定していくことが重要です。今後は、基本理念や基本方針・運営方針の実現に向けた法人の「中期計画（3か年）」は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容とともに、数値目標や具体的な成果などを設定することにより、実施状況の評価が行える内容となっていることが望まれます。
- 支援や業務の評価から見直しに至るまでの手順を明確にし、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。
昨今、人材育成をはじめ、個別支援計画の整備等、業務の改善が図られており、多様な取り組みが展開されていることがうかがえます。今後は、取り組まれている支援の評価から見直しに至るまでの手順を定め、福祉サービスの質の向上に向けたPDCAサイクル（改善のためのサイクル）を確立していくことが重要です。
- 施設としての取り組みを明確にして、プログラム化していくことが望まれます。
各場面において、利用者一人ひとりの生活状況に応じた個別支援が行われており、利用者個々には、豊かな日常生活に向けた多様な支援が提供されていますが、個々の取り組みにとどまり施設全体の仕組みは明確ではありません。今後は、就労支援をはじめ、利用者の意思決定支援や家族との連携などの支援についてプログラム化されることで、より取り組みを明確にしていくことが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

支援に追われる日々であり、やらなければならない事が後回しになっているのが現状である。
成り行き任せの事業にならぬように、取り組める点から一歩ずつ改善していく。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。